

## 入 札 説 明 書

宮崎県立看護大学警備業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。

なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の４に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和３年２月１５日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県立看護大学警備業務
- (2) 委託内容 警備業務
- (3) 委託場所 宮崎県立看護大学  
宮崎市まなび野３丁目５番地１
- (4) 委託期間 令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
- (5) 最低制限価格

最低制限価格を公立大学法人宮崎県立看護大学契約事務取扱規程第３１条第１項に基づく範囲内（予定価格の１０分の６以上）の額を設けることとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

なお、最低制限価格より低い価格の入札をしたものは、再度の入札に参加できないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮崎県清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和５４年１月１２日告示第４１号。以下「要綱」という。）第２条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者であること。
- (3) 名簿において等級Ａに格付けされている者であること。
- (4) 県内に本店を有する者であること。
- (5) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (6) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 令和２年度において当該入札に係る物件を受託し、誠実に業務を履行している者
  - イ 令和２年度に、宮崎県内に所在する建物（施設）において、種類及び規模をほぼ同じくする契約（建物の延床面積９，４３４㎡以上の６箇月以上継続した契約に限る。）に基づく業務（以下「同種業務」という。）を誠実に履行しており、その業務が令和元年度の入札参加資格確認申請の日から４５日以内に終了する者
  - ウ 平成３０年４月１日から令和２年度の入札参加資格確認申請の日の前日までの間に、宮崎県内に所在する建物（施設）において、同種業務を１回以上誠実に履行した実績を有する者
- (7) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第９条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第５条の規定による宮崎県公安委員会の認定を受け、又は同法第９条若しくは第４０条の規定による宮崎県公安委員会へ届出を行った者であること。

4 担当

宮崎県立看護大学総務課総務経理担当

〒８８０－０９２９ 宮崎市まなび野３丁目５番地１

電話番号０９８５－５９－７７００

5 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以

下「申請書等」という。)を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

ア 入札参加資格確認申請書の様式 別記様式第1号 ※下記(2)の資料を添付。

イ 申請書等の提出期間

令和3年2月15日から令和3年2月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

ウ 提出場所 4に同じ

エ 提出部数 1通

オ 提出方法

持参に限るものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 入札参加資格確認資料

入札参加資格確認資料は次のとおりとし、ア及びイの書面は6箇月以内のものとする。

ア 法人にあっては登記事項証明書の写し又は個人にあっては本籍地の市町村が発行する身分証明書の写し

イ 宮崎県の県税、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し

ウ 3(6)に該当することを証する下記の書面

3(6)アに該当する場合…該当する業務の契約書の写し

3(6)イ又はウに該当する場合…該当する業務に係る契約書の写し及び同種業務実績調書(別記様式第2号)

エ 警備業法第5条の規定する宮崎県公安委員会の認定書の写し、又は同法第9条若しくは第40条の規定する届出書を宮崎県公安委員会が受理した旨の証明書の写し

(3) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年3月4日までに書面により通知する。ただし、令和3年3月4日に通知する場合は、電送でも併せて通知する。

(4) 申請書等の作成費用の負担等

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書等は、返却しない。

ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は、認めない。

6 入札参加資格確認に対する異議申立

(1) 異議申立

入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により異議申立をすることができる。

ア 受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

イ 受付場所 4に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は郵送(書留郵便(一般・簡易)に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

(2) 異議申立に対する回答

異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

7 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

8 仕様書に関する質問及び閲覧

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

ア 質問の受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日から令和3年3月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とする。

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 受付場所 4に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は郵送(書留郵便(一般・簡易)に限る。)して提出するものとする。  
郵送する場合は、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。  
なお、電送によるものは、受け付けない。

(2) 質問書に対する回答

(1)の質問書に対する回答は、書面により相手方に通知するものとする。

なお、回答書は、下記により閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所 4に同じ

イ 閲覧期間

令和3年3月5日から令和3年3月9日まで(土曜日、日曜日を除く。)

(受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

## 9 入札

入札に参加する者は、入札書(別記様式第3号)を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出場所 4に同じ

(2) 提出期限

令和3年3月9日 午後5時

(3) 入札書の日付

入札書提出期限以前の日(入札書作成日)を記入すること。

(4) 提出方法

郵送(書留郵便(一般・簡易)に限る。提出期限内必着とする。)により提出するものとする。

なお、入札書の提出においては、5(3)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして郵送用の封筒に入れること。

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別記様式第4号)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(7) 入札書は、二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に氏名等を朱書きしなければならない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

## 10 開札

(1) 開札の日時 令和3年3月10日 午前10時20分

(2) 開札の場所 宮崎県立看護大学 本館小会議室

(3) 開札の立会い

開札は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

## 11 再度入札

(1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、日時を改めて再度の入札を行うものとする。

(2) 入札の回数は、2回を限度とする。

(3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

## 12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

13 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 公立大学法人宮崎県立看護大学契約事務取扱規程第28条に規定する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この競争入札は、当該業務に係る令和3年度公立大学法人宮崎県立看護大学予算の成立を条件とする。

(2) この競争入札の落札者は、発注者の指示により令和3年4月1日付けで契約を結ばなければならない。

## 別記資料

入札説明書の3の(6)のイに係る「種類及び規模をほぼ同じくする契約」について

### 警備保障業務

入札説明書の3の(6)のイ

なお、「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、  
建物の延床面積9,434㎡以上の6箇月以上継続したものの契約とする。

- 建物の延床面積については、次により確認する。
  - ・ 建物の延床面積は、原則として契約書の写しで確認する。
  - ・ 契約書の写しに記載されていない場合や委託業務履行証明書による場合は、建物の延床面積が確認できる仕様書等を添付すること。  
ただし、官公庁の建物は、委託業務履行証明書のみで可とし、確認できる仕様書等を添付は不要とする。
  - ・ 仕様書にも記載されていない場合は、不動産登記簿等の写しの建物延床面積で確認する。
  - ・ 人的警備保障業務と機械警備保障業務が合算した契約の場合、公告に掲げる同種の警備保障業務の建物延床面積を対象とする。
  - ・ 単位は、建物延床面積の㎡とし、小数点以下の端数は切り捨てる。
  - ・ 建物延床面積の算出は、原則として壁心寸法で算出する。
  - ・ 人的警備保障業務とは、警備業法に基づく施設（常駐）警備業務である。